

○議長（吉井健二） 日程第1、議案第87号から89号、以上3議案、一括議題といたします。

これら各案につきましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。発言につきましては、通告に基づき議長から指名いたします。

22番、櫻井周議員の発言を許します。

櫻井議員。

○22番（櫻井 周）（登壇） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして議案第87号、神津認定こども園整備工事の請負契約を締結することについて質疑をさせていただきます。

まず、こども園についてでございますが、現在、国会の特別委員会でも審議されておるところでございます。総合こども園を導入することになるのか、それとも認定こども園、現行の制度をより充実させていくのか、いずれになるかはまだわかりませんが、いずれにしても、こども園を充実させていく、こども園をどんどんふやしていくという方向であることには間違いなからうかというふうに思います。

伊丹において、この神津認定こども園、公立では初めてのこども園ということになります。そうした意味でも大変注目される場所だというふうに思います。そうした中で、今回この工事契約についてどうかということについて、幾つか質問をさせていただきます。

まず、最低制限価格についてでございます。昨年6月までは最低制限価格は予定価格の実質的に85%ということでしたので、予定価格は伊丹市の場合、公表されていると。ですから、85%単純に掛け算をすれば最低制限価格がわかると。そして結果的に多くの業者が最低制限価格で入札をしていたと。掛け算をすればすぐ出てくると。多くの業者が入ってくるということになれば、本気で仕事をとりに行こうと思えば、この85%で札を入れると。その結果、多くの業者が最低制限価格で横一線に並ぶと。結果としてくじ引きなるということで、実質的に業者の選定がくじ引きで行われているということになっておりました。

そうしたこともあって、昨年7月に最低制限価格の算出方法を変えると同時に、掛ける85%というのではわからないような仕組みにいたしました。しかし、最低制限価格の算出式は開示されておるところでございますけれども、この数式に入れる数字ですね、各費目の価格がわからないというような状況になっていまして、最低制限価格、これはわからないようになっていまして。ちゃんと計算しようと思っても、わからないというふうになっております。

この結果としまして、入札者にとっては、最低制限価格を下回るような札を入れてしまいますと、これはまたせっかく頑張っているいろいろな努力したのに無駄になってしまうと、失格ということになってしまうということになってしまいます。一方で、最低制限価格を下回ることを恐れてもう少し高目に出すということになると、これは仕事がとれないということで、ある意味最低制限価格を当てるような競争になってしまっていると。くじ引きから、今度は当てっこゲームというような、そういう状況になってきているのではなからうか、そんなふうにも思います。また、この入札最低制限価格が、いわばこれをばしっと知ることができれば、そうすると今度は落札できる可能性が非常に高くなるわけです。

以前は、予定価格というのを開示しておりませんでした。それがゆえに、予定価格を知ることが一つ競争する上で非常に有利になると。その予定価格をいかにして引き出すかということがいろいろ

あって、それで官民の癒着であるとか、不正であるとかいった問題が過去に起こりました。

伊丹市においては、この予定価格というのは開示されておりますけれども、今度は最低制限価格がわからない状態になっていて、ここをわかれば1番札をとれるという可能性が高くなっているということ、ある種、昔ほどではないにしても、何らかの有益な情報というふうにはなっているということは間違いないと。それがゆえに、今はないとは思いますが、将来的に不正の温床となり得る可能性があるということ、これはこれで一つ注意しなければいけない点かなというふうにも思っております。

このように、予定価格及び最低制限価格の算出根拠となる費目ごとのコストが不明であることによって種々の問題があるようにも考えられますが、費目ごとのコストを開示して、最低制限価格をまじめに計算する入札業者にはわかると。単純に85%を掛けて算出しようとするということではわからないけれども、まじめに一つ一つ図面を見て計算をすればわかるというようにするべきだというふうにも考えますが、市当局の御見解をお聞かせください。

ちなみに、兵庫県は、費目ごとのコストについては事後的に開示をしていると。伊丹市は、事後でも開示をしていないということでございます。また、入札の透明性を高めるために、今申し上げましたとおり、兵庫県のように事後的にでも費目ごとのコストを開示するべきだというふうにも考えますが、市当局の御見解をお聞かせください。

情報開示がなされていない現状において、これは実際にやっているとは思いませんけれども、市当局は、入札価格を見た後に、費目間でコストを操作することで最低制限価格を操作することが可能なようにも思われますけれども、入札においてこの最低制限価格を操作するということが実際に可能なのかどうか、この点お聞かせいただけますでしょうか。

次に2点目、品質管理についてでございます。一方で、市民にとってみたときに、なるべく安くしたいと。税金を大切に使ってほしいという思いがある一方で、品質が悪かったらこれはまた問題だということですから、一定程度の品質はしっかりと確保してもらわなきゃいけないと。このバランスをとるところが非常に難しく、まさに契約の問題においてもこれまで市当局においていろいろ試行錯誤を繰り返されてきたんだと思いますけれども、一方で品質管理というのがどうなっているのかということを、いま一度お尋ねしたいというふうに思います。

兵庫県の発注工事では、施工後に品質評価を行っている。評価が一定基準以下であれば次の入札に参加できないというようなペナルティーもございます。そうすることによって、まじめにしっかりと工事をしてくれないというような業者を排除するというような効果もございます。

そこでお尋ねいたします。これまで施工後の品質評価は行ってきたのでしょうか。本事業においては、施工後の品質評価を行うのでしょうか。また、行っている場合には、だれがどのように評価しているのでしょうか。品質評価の結果をどのように活用しているのでしょうか、この点お聞かせくださいませ。

最後に、追加工事ということについてお尋ねいたします。入札をしましたと。しかし、入札をして業者も決まったと、いざ工事にかかろうとしたときに、当初予定していなかったような工事が必要になることがございます。

今回の場合は新設工事ですから、なかなか予定外というのは、そういったリスクは少ないとは思いますが、過去には例えば耐震補強工事であるとかになりますと、思ってもいなかったようなものが出てきたりと、それこそアスベストが出てきたということになれば追加工事が必要になるとか、いろんなことがあったかと思えます。

そうしたときに、追加工事が必要になったときに、しかし、まさにもう契約も済んで工事も始めようとしているときに、もう一回追加工事の部分だけ入札をやり直すとか、全体で入札をやり直すということは、これまた非常に手間がかかることで決して効率のいいことではないから、そうすべきではありませんけれども、一方で追加工事が発生することによって発注工事全体の金額がふえることとなります。そうしたときに、そのふえた部分についての公平、公正を担保するのはどうしていくのかということが課題になってまいります。

こうしたときに、追加工事がもし仮に発生した場合、この追加工事の価格はどのように決定するのでしょうか。また、この追加工事の範囲と価格についての透明性はどのように確保されるのでしょうか、お尋ねいたします。以上で1回目の質問を終わります。

○議長（吉井健二） 増田総務部長。

○番外（総務部長増田 平）（登壇） 私から、議案第87号、（仮称）神津認定こども園整備工事（建築工事）の請負契約締結に係る数点の御質問にお答えいたします。

1点目の最低制限価格の算出方法の改定等に関する御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、建築工事の入札において、地方自治法施行令第167条の9の規定に基づきまず、くじによる落札者の決定が続きましたことから、最低制限価格の算出方法の見直しを行い、昨年7月より新たな算出方法を採用した最低制限価格制度を実施いたしております。その算出方法は、直接工事費、共通仮設費のそれぞれ90%、現場管理費の65%、一般管理費の30%の合計額とし、その算出額が予定価格の70%を下回るときは70%に、予定価格の87%を超えるときは87%とするもので、この算出方法につきましては、現在、市のホームページ等で公表しております。

しかし、個々の経費等、これ以上細かい中身の開示は最低制限価格を容易に推定できることにつながり、結果としてくじによる落札者の決定の機会をふやすことにもつながるため、現在のところ予定をいたしておりません。

現在、予定価格については事前公表を、最低制限価格については事後公表を行っておりますが、直接工事費や共通仮設費、管理費等の費目ごとの公表は、たとえ事後の公表であっても、それ以降に行う別の工事の入札に与える影響等を考慮しますと、現段階では公表を行うことは難しいものと認識いたしております。

なお、議員御指摘の入札後に費目間で価格を操作するなどして、最低制限価格の操作をできるようにも思われるがというお尋ねについてでございますが、最低制限価格は契約・検査課で算定いたしておりますが、その算定基礎となる直接工事費等の経費は、設計を行う別の部署で積算され、既に決裁を得て確定されているものでございます。したがって、入札後にどのような操作もできるものではございません。

次に、2点目の施工後の品質検査に関する御質問にお答えいたします。

施工後の品質検査につきましては、平成12年度に「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」いわゆる「入札・契約の適正化法」が公布されたことを受け、本市におきましては、適正な施工の確保を図ることを目的として、平成14年度から庁内で適正化研究会を立ち上げ、工事成績採点表等の見直しを行い、平成17年度から改正した工事成績表で採点を行ってまいりました。

その後、全国的に厳しい財政状況を背景に、公共工事の削減が続けられてきたのと同時に、公共工事の品質確保への懸念が高まってまいりました。こうした中、本市におきましては、適正かつ能率的な施

工、工事の品質確保や技術水準向上に資するため、工事主管課と意見交換を重ね、工事の検査に係る基準の見直しや要領の策定を昨年度行い、今年度から施行いたしております。

現在、新たな工事成績採点表による採点を試行中でありまして、関係部局との調整が終わり次第、ことしの秋までには設計金額1000万円以上の工事につきまして、契約者に対して工事成績の通知を行う予定にいたしております。工事の成績評定は、一部の例外を除き、契約・検査課で締結した請負契約に係るすべての工事を対象に、施工体制や施行工程管理、安全対策、品質などを採点するもので、評定者は伊丹市工事監督要領第2条に規定する総括監督員、主任監督員及び検査員の3名体制としております。設計金額1000万円以上の工事の場合、総括監督員には工事主管課の管理職が、主任監督員には工事主管課の担当職員が、検査員には契約・検査課の職員が、それぞれつくこととなっております。

将来的には、工事成績の公表、さらには評価が余りにも低く改善が見られない業者に対して入札に参加させないといったペナルティーを与えるなど、工事成績の活用について検討し、工事品質の向上確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の追加工事の可能性に関する御質問にお答えいたします。

(仮称)神津認定こども園整備工事について、現在、追加工事を発注する予定はございません。お尋ねの追加工事は、設計変更に伴う工事内容の変更を意味しているものと推測いたしますが、設計変更につきましては、その可能性が全くないわけではございません。今後、工事を進めていく中で、例えば地中に障害物が見つかった場合などに設計変更が求められ、追加工程に伴う工事の変更契約を締結することが考えられます。その際の、変更金額については、設計変更による増加する工事の設計金額に落札率を乗じまして算出することといたしております。

本件について、変更契約を締結する場合は、議決対象案件のため同じく議会において御審議いただくこととなります。公共工事の入札及び契約の適正化につきましては、その時々々の社会情勢や地域特性によって左右される要素もございますので、今後も引き続き調査研究を続けていく必要があるものと認識いたしております。

以上、御理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長(吉井健二) 櫻井議員。

○2番(櫻井 周)(登壇) 続きまして、2回目は意見と要望を述べさせていただきます。

まず、品質管理につきましては、これまで検査をされてきたと。しかし、工事の評価の結果については、これまで業者に対して通知をしてこなかった、それがゆえに業者の間でも一体どういう評価をされているのかと。ちゃんと適正にまじめにやった分が、その分反映されて評価されているのかどうかというのがわからず、疑心暗鬼になっていたというふうな話も聞くところでございます。

しかし、ことしの秋までに施工業者に対して工事成績の通知を行うということを予定されているということですので、ぜひなるべく早くやっていただきたいなというふうに思いますし、本事業においても、秋以降に多分完成することになると思いますので、ぜひ成績をしっかりと通知して、伊丹市の事業の品質向上を図るように活用していただければというふうに思います。

業者に対して通知をするということは、これは一つ業者とのコミュニケーションを密にしていくということでもございますが、このコミュニケーションを密にするというのは、不明朗な形での密ではなくて、もちろん工事の質を上げていく、よりいい事業にしていくというためのコミュニケーションでございます。

一方で、必要な情報がきちんと流れていない、透明性が確保できていないということになると、いろんな疑心暗鬼であるとか、事業リスクというものが発生し、その結果として業者から見れば余計な事務コストが発生することになってしまいます。余計な事務コストが発生することになれば、めぐりめぐって価格が引き上がってしまう。それがひいては市民の利益にもつながらないということになりますし、また不必要な事務コストがかからず、ずっと札を入れることができれば、同じ価格で落としたとしても、その分コストが下がっているわけですから、もしかすると市民税がふえるかもしれないと、いろんな効果も期待できるところです。

要は、余計なところに気を使わずに、本当に気持ちよく仕事ができるような、そうした環境をつくるのが、めぐりめぐっては伊丹市のためになるということで、入札のやり方というのは、いろんな問題があってなかなかこれがベストだというのは見つけにくいところではございますけれども、しかし、日々改善の努力をしていただくということで、よろしく願いいたします。

兵庫県で行っているように、事後的に各費目ごとの価格、コストを公表するということですが、これについてもぜひ御検討いただきたいというふうに思います。もちろん兵庫県の場合と伊丹市の場合、それ以外の条件が異なっているので、この事後公表という部分だけを取り出してこうしてくれというのは若干難しいところはあろうかと思えますけれども、しかし入札の競争性と公平性、透明性、いろんなことを確保していくということにおいて必要な方向ではなかろうかというふうに思うところでございます。

私も以前、銀行に勤めていたときに、いろんな融資をする、その先の業者がやる事業について、入札について、これは銀行に言うことなのかというふうにも思いましたけれども、いろんなことを入札に絡んで言われると。特に大規模な工事になると、そういった動きがいろいろ出てくるということで、どんだけ頑張っても入札というのは後でいろんなことを言われるわけです。

これは本当に市の職員、担当職員の方々にとっては大変なものだというふうに思いますし、これは本当にどんなに頑張ってもなかなか褒めてもらえない、言うならばサッカーの審判のようなどころなのかもしれません。ちゃんとやって当たり前、失敗すれば、何か変なジャッジをすればすぐみんなにたたかれるということで、これは大変な仕事だと思いますが、しかし、本当にここは公平、公正というのが一番問われる部分でもございますので、ぜひよろしく願いいたします。以上で終わります。